

令和5年4月24日

長崎県水産部

くろまぐろの割当量の融通について

長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」について（令和5年3月31日策定）（以下、「県計画」という）第3の6の規定に基づき、壱岐市漁業協同組合長会、五島漁業協同組合長会から海区間の割当量の融通について協議が調った旨の報告がありましたので、その内容を公表します。

<融通前>

県計画第3の2の②に定める割当量について

	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
壱岐海区の大型魚割当量	108.969 トン	10.502 トン	119.471 トン
五島海区の大型魚割当量	0.300 トン	20.023 トン	20.323 トン

<融通後>

県計画第3の2の②に定める割当量について

	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
壱岐海区の大型魚割当量	97.969 トン	10.502 トン	108.471 トン
五島海区の大型魚割当量	10.300 トン	21.023 トン	31.323 トン